

株 主 各 位

大阪府豊中市新千里東町一丁目4番2号
株式会社総医研ホールディングス
取締役社長 石 神 賢 太 郎

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の適切な感染予防対策を講じた上で開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、安全確保及び感染拡大防止の観点から、極力書面により事前の議決権行使をいただき、当日のご来場をお控えいただくことも含めてご検討くださいますようお願い申しあげます。

つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年9月27日（火曜日）午後6時（当社営業時間終了の時）までに折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

【株主総会お土産配布の中止に関するお知らせ】

本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本総会にご出席の株主の皆様へのお土産の配布は取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区大淀中1丁目1番20号
ウェスティンホテル大阪 2階オリアーナ
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第28期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第28期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が  
生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.soiken.com/ir/index.html>) において周知させていただきます。

### ＜新型コロナウイルス感染症の感染防止への対応及び株主様へのお願い＞

- ・本総会の議長、役員並びに運営スタッフは、検温を含め体調を確認の上、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・本総会の会場入口付近にアルコール消毒液を配備いたします。また、当日ご出席の株主様におかれましては、マスク着用の上、ご来場ください。
- ・受付におきまして、検温の実施にご協力をお願い申し上げます。なお、当該お願いにご協力いただけない場合及び検温の結果、体温が37.5度以上ある株主様につきましては、会場へのご入場をお断りさせていただくことをご了承ください。
- ・密集防止の観点から、座席の間隔を広げるため、本総会会場の座席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただきましても、入場をお断りする場合がございますことをご了承ください。
- ・本総会の議事は、開催時間をなるべく短縮する観点から、報告事項及び議案の具体的な説明を簡素化させていただく予定であります。また、例年、当社グループの事業につきましてより理解を深めていただくために、本総会内で行ってございました会社説明会（事業状況等のご説明）につきましては、取りやめさせていただきます。

※本総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容等により上記対応を変更する場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.soiken.com/ir/index.html>) に掲載いたしますので、当社ウェブサイトにおける発信情報をご確認いただきますようお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

(2021年7月1日から  
2022年6月30日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度の我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により消費活動や企業活動が制限されたこと等から総じて低調に推移しましたが、直近では行動制限の緩和にともない個人消費が回復したこと等から好転の兆しが見られました。

我が国では、社会の高齢化を背景として医療費の増加が続く中、医療の効率的運営や予防医療の推進が必須の課題となっています。このような状況下、医療の適正かつ効率的な運用を目指す「EBM」(Evidence Based Medicine=科学的根拠に基づく医療)の気運が高まっているほか、国策としても、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導の導入、全ての健康保険組合等における「データヘルス計画」(レセプト等のデータ分析に基づいた保健事業)の策定及び実施の義務付け等が行われています。また、食品等の機能性表示の規制が緩和され、企業責任によりエビデンス(科学的根拠)をもとに食品等に機能性を表示できる機能性表示食品制度が施行される等、当社グループの事業への追い風となり得る環境の変化が生じています。

このような状況下、当社グループでは、大学発のバイオマーカー技術に基づくエビデンスの構築と活用に関する実績やノウハウ、医学界や医療界における幅広いネットワーク等を活かし、医薬、食品、化粧品、ヘルスケア関連サービス等の様々な領域において、社会のニーズに対応した商品やサービスを開発して提供することにより、事業の拡大を図ってまいりたい方針であります。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首

から適用しております。収益認識会計基準等の適用が財政状態及び経営成績に与える影響の詳細については、「連結注記表 2. 会計方針の変更に関する注記（収益認識に関する会計基準等の適用）」をご参照下さい。

#### （生体評価システム事業）

生体評価システム事業のうち評価試験事業におきましては、主に食品の有効性及び安全性に関する臨床評価試験の受託手数料等266百万円（前期比33.4%増）の売上計上を行いました。また、受注状況につきましては、受注高291百万円（前期比68.8%増）、当連結会計年度末の受注残高は130百万円（前期末比24.7%増）となりました。

生体評価システム事業のうちバイオマーカー開発事業におきましては、売上（前期はなし）、受注高（前期はなし）及び当連結会計年度末の受注残高（前期末はなし）は何れもありませんでした。

生体評価システム事業のうち医薬臨床研究支援事業におきましては、主に糖尿病領域の医師主導型臨床研究の支援業務の受託手数料等285百万円（前期比15.0%減）の売上計上を行いました。また、受注状況につきましては、受注高282百万円（前期比25.2%増）、当連結会計年度末の受注残高は236百万円（前期末比20.1%減）となりました。

これらの結果、生体評価システム事業の業績は、売上高551百万円（前期比3.0%増）、営業利益6百万円（前期は31百万円の営業損失）となりました。

#### （ヘルスケアサポート事業）

ヘルスケアサポート事業は、特定保健指導の受託を中心として、企業における社員の健康管理・増進のニーズや個人の健康意識の高まり等に関連した様々なサービスを健康保険組合等に提供する事業であり、生活習慣病の専門医から成る組織である一般社団法人専門医ヘルスケアネットワークと共同で事業展開しております。

当連結会計年度におきましては、契約健康保険組合の増加等により各種サービスの提供件数が拡大傾向で推移し、特定保健指導、被扶養者を対象とした特定健康診査のサポート、糖尿病の重症化予防サービス、レセプト解析の受託手数料等548百万円（前期比21.6%増）の売上計上を行いました。

また、受注状況につきましては、受注高548百万円（前期比21.6%増）、当連結会計年度末の受注残高はありませんでした（前期末はなし）。な

お、この事業の受注高は、主に特定保健指導の実績等に応じて事後的に決まるものでありますので、契約締結時点ではなく、当該実績等が確定した時点で計上しております。

この結果、ヘルスケアサポート事業の業績は、売上高548百万円（前期比21.6%増）、営業利益117百万円（前期比63.9%増）となりました。

#### （化粧品事業）

化粧品事業におきましては、通信販売部門の売上高は、広告施策等により梃入れを図ったものの販売の減少傾向が続き、156百万円（前期比9.4%減）となりました。一方、卸売部門の売上高は、「モイストクリームマスクPro.」を中心とする中国市場向け商品の販売が、前連結会計年度の下期には減速傾向が生じておりましたが、当連結会計年度においては、アリババ・グループの大規模ショッピングイベント「天猫ダブルイレブン」に向けた出荷が堅調に推移したことに加え、同イベントにおける売上が伸長したこと等から勢いを回復し、4,794百万円（前期比13.1%増）となりました。

この結果、化粧品事業の業績は、売上高4,951百万円（前期比12.2%増）、営業利益1,105百万円（前期比42.2%増）となりました。

#### （健康補助食品事業）

健康補助食品事業におきましては、2009年3月より、「疲労定量化及び抗疲労食薬開発プロジェクト」から生まれた製品である「イミダペプチド」を販売しており、主力の飲料のほか、ソフトカプセル、錠剤等の多種多様な商品ラインナップを有しております。

当連結会計年度におきましては、費用対効果の確実性の高い媒体を厳選して広告出稿を行った結果、広告宣伝費の投下が計画に対して未消化となったことに加え、広告料の高騰等により広告効率が悪化したこと等から新規顧客の獲得数は伸び悩んだものの、既存顧客向けの販促施策を強化した効果もあり既存顧客への販売は安定的に推移し、概ね前期と同程度の売上高となりました。

この結果、健康補助食品事業の業績は、売上高2,735百万円（前期比0.3%減）、営業利益は200百万円（前期比9.6%減）となりました。

#### （機能性素材開発事業）

機能性素材開発事業におきましては、ラクトフェリンをはじめとする機能性素材の開発、販売及び技術供与等を行っており、ラクトフェリン原料



の販売、ラクトフェリンの腸溶加工技術及び脂質代謝改善用途に関する特許提供によるライセンス収入、ラクトフェリン等を配合した健康補助食品のOEM供給等による売上を計上しております。

当連結会計年度におきましては、ラクトフェリン原料の販売数量が伸び悩んだこと等から、売上高が減少傾向で推移しました。

この結果、機能性素材開発事業の業績は、売上高558百万円（前期比30.0%減）、営業利益は83百万円（前期比51.4%減）となりました。

これらに加えまして、セグメント間取引の消去や全社費用による営業損失は303百万円（前期は292百万円の営業損失）となりましたので、当連結会計年度の連結売上高は9,347百万円（前期比4.5%増）、連結営業利益は1,208百万円（前期比31.8%増）、連結経常利益は1,253百万円（前期比36.3%増）となりました。

また、特別損失として減損損失を1百万円計上したこと等により、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は1,252百万円（前期比37.9%増）となりました。

これらの結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は809百万円（前期比44.1%増）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、当連結会計年度の売上高は82,294千円、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ52,772千円増加しております。

## ②設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は45百万円であり、その主なものは以下のとおりであります。

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 生体評価システム事業 | : 臨床評価試験用機器           |
| 化粧品事業      | : 基幹システム用サーバ及びプログラム構築 |
| 健康補助食品事業   | : 社内情報ネットワークシステム導入    |

## ③資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第25期<br>2019年6月期 | 第26期<br>2020年6月期 | 第27期<br>2021年6月期 | 第28期<br>(当連結会計年度)<br>2022年6月期 |
|--------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高(百万円)                 | 7,568            | 9,312            | 8,942            | 9,347                         |
| 経常利益(百万円)                | 877              | 1,097            | 920              | 1,253                         |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(百万円) | 553              | 731              | 562              | 809                           |
| 1株当たり当期純利益(円)            | 21.16            | 27.97            | 21.49            | 30.95                         |
| 総資産(百万円)                 | 6,282            | 7,407            | 7,146            | 8,489                         |
| 純資産(百万円)                 | 5,151            | 5,781            | 6,231            | 6,847                         |
| 1株当たり純資産額(円)             | 190.87           | 214.39           | 230.88           | 254.14                        |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第25期において、(株)NRLファーマは決算日を3月31日から6月30日に変更したため、2018年4月1日から2019年6月30日までの15ヶ月の決算となっております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## ②当社の財産及び損益の状況

| 区 分           | 第25期<br>2019年6月期 | 第26期<br>2020年6月期 | 第27期<br>2021年6月期 | 第28期<br>(当事業年度)<br>2022年6月期 |
|---------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売上高(百万円)      | 302              | 424              | 424              | 438                         |
| 経常利益(百万円)     | 73               | 116              | 131              | 136                         |
| 当期純利益(百万円)    | 111              | 154              | 288              | 195                         |
| 1株当たり当期純利益(円) | 4.26             | 5.91             | 11.02            | 7.47                        |
| 総資産(百万円)      | 4,044            | 4,073            | 4,234            | 4,473                       |
| 純資産(百万円)      | 4,016            | 4,055            | 4,212            | 4,277                       |
| 1株当たり純資産額(円)  | 153.56           | 155.03           | 161.05           | 163.52                      |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

| 会社名           | 資本金    | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                   |
|---------------|--------|----------|---------------------------|
| (株)総合医科学研究所   | 100百万円 | 100%     | 生体評価システム事業<br>ヘルスケアサポート事業 |
| (株)ビービーラボトリーズ | 53百万円  | 100%     | 化粧品事業                     |
| (株)エビデンスラボ    | 300百万円 | 98.2%    | 健康補助食品事業                  |
| 日本予防医薬(株)     | 155百万円 | 100%     | 健康補助食品事業                  |
| (株)NRLファーマ    | 64百万円  | 84.6%    | 機能性素材開発事業                 |

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。



#### (4) 対処すべき課題

今後当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであると考えております。

##### ①疲労プロジェクトの推進

疲労プロジェクトは、疲労を客観的に定量化・定量化するための評価システムを確立し、これまで適正な評価方法が無かったために有効性を評価することが不可能であった抗疲労候補成分等について、その効果を検証することによって抗疲労トクホ及び抗疲労医薬品を世に送り出すことを目的とする産官学連携プロジェクトであります。疲労プロジェクトは、主として文部科学省科学技術振興調整費研究「疲労および疲労感の分子・神経メカニズムとその防御に関する研究」にて得られた研究成果を、当該研究を行った大学研究者の参加を得てヒトを対象として実用化するものであり、既に複数の抗疲労トクホの申請が行われました。なお、「疲労および疲労感の分子・神経メカニズムとその防御に関する研究」にて得られた研究成果の多くは、当社及び研究者が共同で特許出願を行っております。

疲労プロジェクトで開発された製品である「イミダペプチド」は、長年にわたる販売活動やマスコミ掲載等により既に抗疲労トクホの表示許可取得に先立つ形で社会的な認知を受けつつあるほか、2015年4月に施行された機能性表示食品の届出が受理され、現状においても「日常の生活で生じる身体的な疲労感を軽減する」という機能性を表示することができますが、抗疲労トクホは依然として当社グループの大きな目標の一つであり、また、トクホ市場の活性化にもつながるものでありますので、引き続き最善の対応を行ってまいります。

##### ②大学との関係

当社グループは大学との関係を重要な事業背景としており、今後、大学との関係を一層強化するとともに、権利関係の明確化にも配慮した運営を行っていく方針であります。特に国公立大学の独立行政法人化により、大学自らが積極的に民間への技術移転に取り組むことが期待されますが、当社グループでは、これまで大学及び大学研究者と良好な関係を築き、大学の研究成果を導入して事業展開を行ってきたという実績をアピールし、今後につきましても精力的に大学への働きかけを行います。

### ③知的財産権への対応

当社グループでは、研究開発の成果として生ずる成分や製品等について、大学研究者等との共同又は当社グループ単独にて特許権その他の知的財産権を取得することにより、その権利の確保を図っております。また、当社グループの事業に必要な大学研究成果が当社グループ以外で利用されることを防ぐため、当該研究成果について、一定の対価を支払う代わりにその特許を受ける権利の一部を譲り受け、発明者と当社の共同で特許を出願することも行っております。また、国内外ともに、当社グループが有する独自性の高い製品の模倣品による被害を防ぐため、商標登録、意匠登録等を適切に行い、権利保全を図る必要があります。以上のようなことから、当社グループは、引き続き知的財産権を戦略的に取得又は活用してまいります。

### ④人材の確保及び組織的対応の強化

当社グループの事業におきましては、医学、薬学等の分野での専門性の高い人材の確保が不可欠であり、また、事業の多様化や拡大に対応してマーケティング、国内外営業、国際業務、内部管理等の幅広い人材を充実させる必要があります。当社グループでは、今後とも積極的に優秀な人材の採用等を進め、かつ適切なインセンティブの付与等により、社員の意識向上と組織の活性化を図るとともに、優秀な人材の定着を図る方針であります。

### ⑤医療機関ネットワークの拡充及び整備

当社グループでは、医薬臨床研究支援事業、特定保健指導の受託等におきまして、医療機関とのネットワークを重要な事業基盤としております。

当社グループでは、医療機関ネットワークのさらなる拡充に加え、構築した医療機関ネットワークを効率的に運用するためのインフラの整備も進めてまいります。

### ⑥新型コロナウイルス感染症の対応

新型コロナウイルス感染症は、依然として収束時期の見通せない状況が続いております。当社グループは、社員とその家族及び関係者の安全・安心を最優先とし、引き続き感染予防策の徹底やテレワーク等の実施により感染リスクの低減を図っております。現時点では事業活動に重要な影響は出ておりませんが、勤務体制や営業活動等を継続検討課題とするとともに、働き方改革や人材の多様化の促進により、その影響を最小限にとどめ、事業の持続的発展につなげてまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2022年6月30日現在)

当社グループは、生体評価システム事業、ヘルスケアサポート事業、化粧品事業、健康補助食品事業及び機能性素材開発事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

### ①生体評価システム事業

生体評価システム事業は㈱総合医科学研究所が営む事業であり、大学の研究成果を導入することにより、身体や病気の状態を客観的かつ定量的に評価するための指標であるバイオマーカーとそれを利用した生体評価システムの研究開発を行い、その技術を応用して、従来は適正な評価方法が存在しなかったために有効な食品や医薬品等の開発が不可能であった病態や疾病等に関して新たな食薬等の市場を開拓したり、医療用医薬品等の科学的エビデンスの構築を目的として行われる医師主導型の臨床研究及び疫学研究を支援したりする事業であります。

具体的な事業構造は以下のように区分されます。

- イ. 評価試験事業：開発したバイオマーカー・生体評価システムを用いて、食品等の機能性・安全性等に関する臨床評価試験及びこれに付随するサービスを提供する事業
- ロ. バイオマーカー開発事業：当社グループ独自のバイオマーカー・生体評価システムの使用権を食品企業や製薬企業等に供与して対価を得たり、開発したバイオマーカー・生体評価システムを用いて食品企業や製薬企業等と共同で新たな食薬等を開発したりする事業
- ハ. 医薬臨床研究支援事業：評価試験事業等を通じて培った科学的エビデンス構築のためのインフラ、ノウハウ及び経験等を活用し、医療用医薬品等の科学的エビデンスの構築を目的として行われる医師主導型の臨床研究及び疫学研究等を支援する事業

㈱ウィルス医科学研究所（非連結子会社）は、2005年12月8日に東京慈恵会医科大学の近藤一博教授と共同で設立した子会社であり、近藤教授の研究成果であるヒトヘルペスウイルスを用いた疲労定量化技術や遺伝子治療用ベクター等の事業化を目指しております。

### ②ヘルスケアサポート事業

ヘルスケアサポート事業は㈱総合医科学研究所が営む事業であり、当社グループの有する医療機関ネットワークを活用し、各種健康診断や特定保健指導に関する業務受託、主に被扶養者を対象とする特定健康診査の受診

勸奨サポート、糖尿病の重症化予防サービス等、健康保険組合等が行う疾病予防及び健康管理への様々な取り組みを支援するサービスを提供しております。

### ③化粧品事業

化粧品事業は(株)ビービーラボラトリーズが営む事業であり、プラセンタエキスを用いた独自商品ブランドを展開しており、通信販売による直販及び有名百貨店や卸売業者等への卸売りを行っております。

### ④健康補助食品事業

健康補助食品事業は主に日本予防医薬(株)が営む事業であり、当社グループが有するバイオマーカー技術、食薬開発にかかるノウハウや経験等を活かした独自性ある健康補助食品の販売を行っており、疲労プロジェクトから生まれた製品である「イミダペプチド」を主力商品としております。

### ⑤機能性素材開発事業

機能性素材開発事業は(株)NRLファーマが営む事業であり、ラクトフェリンをはじめとする機能性素材の開発、販売及び技術供与並びにアスコクロリン誘導体等の化合物をシーズとする医薬品開発等を行っております。

## (6) 主要な営業所及び工場 (2022年6月30日現在)

### ① 当社の主要な事業所

|    |        |
|----|--------|
| 本社 | 大阪府豊中市 |
|----|--------|

### ② 主要な子会社の事業所

|                |                       |
|----------------|-----------------------|
| (株)総合医科学研究所    | 大阪府豊中市、東京都千代田区、大阪府吹田市 |
| (株)ビービーラボラトリーズ | 東京都渋谷区、大阪府豊中市         |
| (株)エビデンスラボ     | 東京都千代田区               |
| 日本予防医薬(株)      | 大阪府豊中市、東京都渋谷区         |
| (株)NRLファーマ     | 神奈川県川崎市高津区            |

## (7) 使用人の状況 (2022年6月30日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

| セグメントの名称    | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|------|-------------|
| 生体評価システム事業  | 23名  | —           |
| ヘルスケアサポート事業 | 7名   | 1名増         |
| 化粧品事業       | 28名  | 4名減         |
| 健康補助食品事業    | 23名  | 2名減         |
| 機能性素材開発事業   | 10名  | —           |
| 全社(共通)      | 9名   | 1名増         |
| 合計          | 100名 | 4名減         |

(注) 「全社(共通)」として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------|-----------|--------|--------|
| 9名   | 1名増       | 48才7ヶ月 | 4年8ヶ月  |

(注) 使用人数は就業人員数(当社から社外への出向者を除く)であります。



(8) 主要な借入先の状況 (2022年6月30日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年6月30日現在)

①発行可能株式総数 86,396,800株

②発行済株式の総数 26,158,200株

③株主数 17,123名

### ④大株主 (上位10名)

| 株主名                                          | 持株数        | 持株比率  |
|----------------------------------------------|------------|-------|
| 梶 本 修 身                                      | 4,426,800株 | 16.9% |
| GOLONG HOLDING CO., LIMITED                  | 4,164,100  | 15.9  |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT<br>JPRD ACISG (FE-AC) | 410,176    | 1.5   |
| 天 野 謙 二 郎                                    | 352,000    | 1.3   |
| 野 村 證 券 (株)                                  | 290,600    | 1.1   |
| 林 一 弘                                        | 180,000    | 0.6   |
| 上 田 八 木 短 資 (株)                              | 144,500    | 0.5   |
| 瀬 尾 直 隆                                      | 144,000    | 0.5   |
| 楽 天 証 券 (株)                                  | 138,500    | 0.5   |
| 梶 谷 祐 三                                      | 132,000    | 0.5   |

(注) 自己株式は保有していません。

### (2) 新株予約権等の状況

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2022年6月30日現在)

該当事項はありません。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ①取締役及び監査役の状況 (2022年6月30日現在)

| 会社における地位 | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                         |
|----------|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 石 神 賢太郎 | 日本予防医薬(株)代表取締役社長、(株)エビデンスラボ代表取締役社長                                              |
| 取 締 役    | 梶 本 修 身 | 医師、エコナビスタ(株)取締役会長、東京疲労・睡眠クリニック院長                                                |
| 取 締 役    | 田 部 修   |                                                                                 |
| 取 締 役    | 杉 野 友 啓 | (株)総合医科学研究所代表取締役社長                                                              |
| 取 締 役    | 角 田 真佐夫 | (株)NRLファーマ代表取締役社長、(株)総合医科学研究所取締役                                                |
| 取 締 役    | 中 島 正 和 | (株)ブライトリンクパートナーズ代表取締役<br>ネクスジェン(株)代表取締役<br>(株)Welby取締役(監査等委員)<br>カーブジェン(株)代表取締役 |
| 常勤監査役    | 林 一 弘   |                                                                                 |
| 監 査 役    | 市 田 直 志 | 弁護士法人大阪船場法律事務所 パートナー弁護士                                                         |
| 監 査 役    | 古 谷 礼 理 | 古谷公認会計士事務所 所長(公認会計士)<br>(株)SERIOホールディングス社外取締役                                   |

- (注) 1. 取締役中島正和氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役市田直志氏及び監査役古谷礼理氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役古谷礼理氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は、社外取締役中島正和氏、社外監査役市田直志氏及び社外監査役古谷礼理氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 5. 当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

| 氏 名   | 異 動 前            | 異 動 後   | 異動年月日     |
|-------|------------------|---------|-----------|
| 田 部 修 | 取締役財務部長兼<br>総務部長 | 取締役財務部長 | 2021年9月1日 |
|       | 取締役財務部長          | 取締役     | 2022年3月1日 |

#### ②責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役

が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### ③補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

### ④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

保険料は原則として会社が負担しておりますが、株主代表訴訟担保保険特約部分の保険料（保険料全体の約9.0%）については、取締役及び監査役が負担しております。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

### ⑤取締役及び監査役の報酬等

#### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

#### a. 基本方針

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう、業績動向を十分に考慮のうえ、各取締役の職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

#### b. 取締役報酬の個人別の金額の決定に関する方針

取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、業績動向、役位、職責、在任年数、従業員給与の水準等を総合的に勘案して決定しております。

c. 取締役報酬の個人別の金額の決定に関する事項

取締役報酬の個人別の金額は、上記の方針に基づき、株主総会決議により承認された報酬総額の範囲内で代表取締役社長が原案を作成し、取締役会決議によって決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                    |                   | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 78,388<br>(3,000) | 78,388<br>(3,000) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 6<br>(1)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 12,720<br>(6,600) | 12,720<br>(6,600) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 3<br>(2)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 91,108<br>(9,600) | 91,108<br>(9,600) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 9<br>(3)              |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 2002年8月30日開催の第1回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額10,000千円以内、監査役の報酬限度額は月額3,000千円以内と決議しております。当該株主総会終了時点における員数は取締役4名、監査役2名であります。

ハ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑥社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役中島正和氏は、(株)ブライトリンクパートナーズ、ネクスジェン(株)及びカーブジェン(株)の代表取締役であり、かつ(株)Welbyの取締役(監査等委員)であります。各社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役市田直志氏は、弁護士法人大阪船場法律事務所のパートナー弁護士であります。弁護士法人大阪船場法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役古谷礼理氏は、古谷公認会計士事務所所長であり、(株)SERIOホールディングスの社外取締役であります。古谷公認会計士事務所及び(株)SERIOホールディングスと当社との間には特別な関係はありません。



ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係  
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                           |
|-------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 中 島 正 和 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。経営者としての豊富な企業経営経験と広い見識に基づく専門的見地からの発言を行うとともに、客観的な立場から経営の監督、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。                      |
| 社外監査役 | 市 田 直 志 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。弁護士としての企業法務をはじめとする専門的知識・経験と広い見識を基に、法律の専門家としての視点から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても適宜必要な発言を行っております。 |
|       | 古 谷 礼 理 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。公認会計士としての専門的知識・経験と広い見識を基に、会計の専門家としての視点から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても適宜必要な発言を行っております。          |

#### (4) 会計監査人の状況

##### ①会計監査人の名称      あると築地有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2021年9月28日開催の第27期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

##### ②報酬等の額

|                                         | 報酬等の額    |
|-----------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                     | 14,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 14,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記報酬等の額以外に前任の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に対して、引継ぎ業務に係る報酬800千円を支払っております。

##### ③非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

##### ⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

- イ. 取締役会をはじめとする社内の重要会議における意思決定の記録、取締役が職務権限規程や稟議規程等の社内規程に基づいて決裁した文書、その他法令及び社内規程の定めるところにより取締役の職務の執行に係る情報を記録し、文書管理規程の定めにしたがって保存及び管理する。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る上記文書を常時閲覧ができるようにする。
- ハ. 監査役及び内部監査部門は、取締役の職務の執行に係る上記文書の作成、保存及び管理の状況について監査を行うものとする。

### ②当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

- イ. リスク管理規程を制定し、社長が任命するリスク管理担当取締役を中心として、同規程に基づくリスク管理体制を構築する。
- ロ. 当社及び当社子会社の各部門における業務執行に係るリスクについては、各部門において十分に認識し、平時よりその顕在化の防止に努めるものとする。
- ハ. 不測の事態が発生した場合には、リスク管理担当取締役及び外部アドバイザーを含む社長を本部長とする対策本部を設置して迅速かつ適切に対応し、損失の拡大を防止する。

### ③当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

- イ. 当社及び当社子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回以上開催するほか、当社及び当社子会社の取締役が出席する経営会議等を定期的または必要に応じて臨時に開催するものとし、重要事項の決定、経営全般の状況の把

握並びに当社及び当社子会社の取締役の業務執行状況の監督等を行う。

- ロ．取締役会及び経営会議等の決定に基づく業務の執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に基づいて適切かつ効率的に実施するものとする。

**④当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- イ．当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、法令、定款及び社内規程等の諸規則を遵守し、誠実に職務を遂行するものとする。
- ロ．当社及び当社子会社の取締役及び使用人の法令等の遵守の状況を監視するため、取締役会及び監査役会が適切に監視することに加え、内部監査規程に基づく社長直轄による内部監査を実施し、さらには必要に応じて社外の委員を含めた委員会を組織して業務の適正性を厳格に検証する。
- ハ．社内報告体制として、コンプライアンス違反が行われ、または行われようとしていることに気づいた者は、総務部長、常勤監査役または社外弁護士等に通報しなければならないものとする。このような通報があった場合、会社はその内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わないものとする。

**⑤当社並びにその親会社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制（グループ会社管理体制）**

- イ．グループ会社管理規程を制定し、同規程に基づいて、当社への決裁及び報告に関する手続きを適正に行う。
- ロ．重要なグループ会社には当社より取締役及び監査役を派遣し、経営指導及び監視を行う。
- ハ．グループ会社は当社からの管理または指導の内容について、法令違反その他コンプライアンス上重要な問題があると認めた場合には、当社の監査役にその旨を報告するものとし、当該報告を受けた監査役は、取締役に対して改善策の策定を求めることができる。



⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを定めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 当面は監査役を補助すべき使用人を置かないが、監査役の業務の状況及び効率に鑑みて必要と認められる場合には使用人を置くこととし、当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとする。
- ロ. 当該使用人は、業務遂行部門との兼務ができず、採用、異動、考課等の人事については監査役会の承認を必要とする。

⑦当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、当該報告をしたことにより不利益を受けないことを確保するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、取締役会のほか全ての社内の重要な会議に出席することができ、また、当社及び当社子会社の取締役及び使用人から職務の執行状況を聴取し、さらには社内の全ての書類及び資料について閲覧をすることができる。
- ロ. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告しなければならない。
- ハ. 監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ニ. 内部監査部門は、内部監査の結果及び指摘事項に対する改善状況を監査役に報告しなければならない。
- ホ. 監査役は、社長、内部監査責任者、会計監査人、法務顧問、税務顧問及びグループ会社の監査役との情報の共有及び交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保する。
- ヘ. 監査役は、その職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項については、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

ト. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用の償還等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況)

「2022年6月期内部監査計画書」に基づき、当社及び当社子会社の内部監査を実施しました。内部監査の指摘事項については、直ちに該当部門が改善措置を行い、さらに内部監査部門が改善状況の評価を行って適合を確認しております。

内部監査の結果及び指摘事項に対する改善状況については、社長及び監査役に対して報告を行っております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数点以下第3位を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,196,532	流 動 負 債	1,624,660
現金及び預金	6,017,253	買掛金	459,693
受取手形、売掛金及び契約資産	775,515	未払法人税等	291,293
有価証券	200,000	契約負債	534,015
商品	645,192	その他	339,658
仕掛品	255,402	固 定 負 債	17,496
原材料及び貯蔵品	231,147	退職給付に係る負債	17,496
その他	76,228		
貸倒引当金	△4,208	負 債 合 計	1,642,157
固 定 資 産	292,992	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	36,375	株 主 資 本	6,647,798
建物	23,371	資 本 金	1,836,587
機械及び装置	1,519	資 本 剰 余 金	1,899,955
工具、器具及び備品	11,484	利 益 剰 余 金	2,911,255
無 形 固 定 資 産	49,290	非支配株主持分	199,568
その他	49,290	純 資 産 合 計	6,847,367
投資その他の資産	207,326		
投資有価証券	20,738		
繰延税金資産	84,986		
その他	101,601		
資 産 合 計	8,489,524	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,489,524

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,347,879
売 上 原 価		5,087,698
売 上 総 利 益		4,260,181
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,051,407
営 業 利 益		1,208,773
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	153	
受 取 賠 償 金	44,896	
そ の 他	2,312	47,363
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	2,243	2,243
経 常 利 益		1,253,893
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
減 損 損 失	1,350	1,350
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,252,543
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	430,252	
法 人 税 等 調 整 額	5,092	435,345
当 期 純 利 益		817,198
非支配株主に帰属する当期純利益		7,488
親会社株主に帰属する当期純利益		809,710

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,836,587	1,899,955	2,302,914	6,039,457
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△70,578	△70,578
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,836,587	1,899,955	2,232,336	5,968,879
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当			△130,791	△130,791
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			809,710	809,710
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	—	—	678,919	678,919
当 期 末 残 高	1,836,587	1,899,955	2,911,255	6,647,798

	非支配株主持分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	192,079	6,231,537
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		△70,578
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	192,079	6,160,959
連結会計年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当		△130,791
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		809,710
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	7,488	7,488
連結会計年度中の変動額合計	7,488	686,407
当 期 末 残 高	199,568	6,847,367

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・連結子会社の名称
(株)総合医科学研究所
(株)ビービーラボラトリーズ
(株)エビデンスラボ
日本予防医薬(株)
(株)NRLファーマ

②非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 (株)ウィルス医科学研究所
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 該当事項はありません。

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・非連結子会社の名称 (株)ウィルス医科学研究所
- ・持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
なお、時価のあるその他有価証券のうち「取得原価」と「債券金額」の差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法により原価を算定しております。

- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品、原材料及び貯蔵品 主として、月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産
（リース資産を除く）
- 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
機械及び装置	8～10年
工具、器具及び備品	3～15年

- ロ. 無形固定資産
（リース資産を除く）
- 定額法を採用しております。
- なお、自社利用のソフトウェアについては5年（社内における利用可能期間）、商標権については10年で償却しております。

ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な繰延資産の処理方法

- ・株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

④重要な引当金の計上基準

- ・貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ⑤退職給付に係る会計処理の方法
- 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 商品の販売に係る収益

商品の販売は主に、化粧品事業における化粧品等の販売や、健康補助食品事業にお

ける健康補助食品等の販売、機能性素材開発事業における機能性素材の販売等が含まれます。これらの商品の販売につきましては、引き渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該商品の引き渡し時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売においては、出荷時点から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

商品の販売から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で算定しております。

また、販売時にポイントを付与するサービスの提供について、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しており、期末時点において履行義務を充足していない残高を契約負債として計上しております。

商品の販売に係る対価は、商品の引き渡し時点から主として1年以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

ロ. サービスの提供に係る収益

サービスの提供は主に、生体評価システム事業のうち評価試験事業における食品等の機能性・安全性等に関する臨床評価試験及びこれに付随するサービスや医薬臨床研究支援事業における医師主導型の医療用医薬品等の臨床研究支援サービス、ヘルスケアサポート事業における健康保険組合等に対する疾病予防・健康管理の各種支援サービスが含まれます。

このようなサービスの提供につきましては、履行義務が一時点で充足される場合には、サービスの提供終了時点において収益を認識しており、履行義務が一定の期間で充足される場合には、履行義務が提供される期間にわたって、又は充足に係る進捗度に基づいて収益を認識しております。

なお、医薬臨床研究支援事業において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないと判断される案件については、発生する費用のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識しております。また、期間がごく短い案件については、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

一時点で収益を認識する履行義務の対価は、サービスの提供終了後、主として1年以内に受領しております。また、一定期間にわたり収益を認識する履行義務の対価は、概ね提供するサービスの履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。いずれも対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

⑦重要な外貨建の資産又は負債 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により
の本邦通貨への換算基準 円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑧重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を

採用しております。

- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
- ・ヘッジ手段 為替予約
 - ・ヘッジ対象 外貨建買入債務及び外貨建予定取引
- ハ. ヘッジ方針 外貨建取引における為替相場の変動リスクをヘッジするため、予定する輸入仕入の範囲内で行うこととしております。
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法 為替予約については、外貨建取引個々に為替予約を付しており、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているため、有効性の評価を省略しております。
- ⑨のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
- ⑩その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. 連結納税制度の適用 当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。
- ロ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 当社及び一部の連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
- なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支

配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

① 自社ポイント制度に係る収益認識

当社グループは、独自のポイント制度を導入しており、会員制度に加入している顧客に対して当社商品の購入等に応じて付与しております。従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額としてポイント引当金を計上していましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上する方法に変更しております。なお、ポイントの付与による履行義務は、ポイント利用に応じて充足されると判断して、収益認識しております。また、従来は、ポイント引当金繰入額を販売費及び一般管理費として計上していましたが、売上高から控除する方法に変更しております。

② 販売促進費等に係る会計処理

従来は、販売費及び一般管理費に計上していましたが販売促進費等の一部は、売上高から控除する方法に変更しております。また、販売に応じて販売促進品等を顧客に無償で付与する履行義務に対応する費用は、売上原価に計上する方法に変更しております。

③ 変動対価が含まれる取引に係る収益認識

取引高リベート及び目標達成リベートについて、従来は、金額確定時に売上高から控除していましたが、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の著しい減額が発生しない可能性が高い範囲でのみ、取引価格に反映する方法に変更しております。

④ 医薬臨床研究支援事業に係る収益認識

医薬臨床研究支援事業においては、従来は検収基準を適用していましたが、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないと判断される案件については、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識する方法に変更しております。また、期間がごく短い案件については、一定期間にわたり収益認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」及び「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は82,294千円増加し、売上原価は134,672千円増加し、販売費及び一般管理費は105,150千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ52,772千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は70,578千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 84,986千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来減算一時差異に対して、将来の課税所得の発生時期及び金額を合理的に見積り、回収可能性を慎重に検討した上で繰延税金資産を計上しております。

課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、過去の実績等も総合的に勘案し、算定しております。

課税所得の発生時期及び金額は、連結計算書類作成時点において入手可能な情報に基づき慎重に検討しておりますが、様々な要因による将来の不確実な経済状況や経営状況の影響により見積りと乖離が発生した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 183,764千円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産及び減損損失の金額

場所	用途	種類	減損損失金額 (千円)
(株)総合医科学研究所 (大阪府吹田市)	臨床評価試験用資産	工具、器具及び備品	1,350

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当連結会計年度において、臨床評価試験用資産が将来に生み出すキャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

㈱総合医科学研究所は、事業部単位を基準とした内部管理上の区分に従って、資産のグルーピングを行っております。

(4) 回収可能価額の算定方法

当該資産の回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、使用価値は零として算定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	26,158,200株	一株	一株	26,158,200株

(2) 自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年9月28日 定時株主総会	普通株式	130,791	5.00	2021年6月30日	2021年9月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年9月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	130,791	5.00	2022年6月30日	2022年9月29日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び設備投資資金につきましては、自己資金にて賄っております。余剰資金の運用につきましては、経理規程及び金融商品運用管理細則に基づき、商品性として投資元本が満額償還される安全性の高い商品を対象とし、さらに長期の運用の場合は、売却又は解約等により中途での換金が可能な商品であることを条件として行うこととしております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券である合同運用指定金銭信託は主に余剰資金の運用目的で保有しているものであり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。一部原材料等の輸入に伴う外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）を利用する等の方法によりヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項 ⑧重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権につきましては、新規受注時において経理規程及び受注・売上処理細則に基づき取引先の事業内容、事業規模及び信用状況等の検討を行った上で与信限度額及び回収条件を設定し、受注後は経理規程及び販売管理規程に基づき、常に取引先との取引及び信用状況に留意し、取引先の信用悪化が予想又は判明したときは、迅速に正確な情報を入手し、代金回収不能の事態に至らないよう万全を期すこととしております。投資有価証券のうち株式につきましては、発行体の財務状況等を把握し、発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券につきましては、経理規程及び金融商品運用管理細則に基づき、担当部門である財務部にて執行・管理しております。また、定期的に時価評価を行い、その後の運用方針の検討を行うこととしており、非上場株式については、定期的に発行体の財務状況を把握しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部門の決済担当者の承認を得て行っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、後述の「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注) 参照）。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 有価証券及び投資有価証券	200,000	200,000	—
(2) デリバティブ取引	—	—	—

(*) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	20,738

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 合同運用指定金銭信託	—	200,000	—	200,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

合同運用指定金銭信託は、公表された相場価格が存在しない為、取引金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント						調整額 (注)	合計
	生体評価 システム	ヘルスケア サポート	化粧品	健康補助 食品	機能性素材 開発	計		
一時点で移転される財	312,395	548,811	4,951,423	2,735,894	558,287	9,106,812	1,500	9,108,312
一定の期間にわたり移転される財	239,567	—	—	—	—	239,567	—	239,567
顧客との契約から生じる収益	551,962	548,811	4,951,423	2,735,894	558,287	9,346,379	1,500	9,347,879
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	551,962	548,811	4,951,423	2,735,894	558,287	9,346,379	1,500	9,347,879

(注) 「調整額」は非連結子会社からの経営指導料等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4) 会計方針に関する事項 ⑥収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度 (千円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	690,173
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	699,953
契約資産 (期首残高)	25,582
契約資産 (期末残高)	75,561
契約負債 (期首残高)	346,001
契約負債 (期末残高)	534,015

契約資産は、主に一定期間にわたり収益を認識した履行義務に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利のうち、債権を除いたものであり、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に履行以前に顧客から受領した前受金や、自社ポイント制度において、将来使用されると見込まれる残高を計上したものであり、収益の認識に伴い取り崩されま

す。
当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は219,338千円であります。

また、契約資産の増減は、主に収益認識 (契約資産の増加) と売上債権への振替 (同、減少) により生じたものであります。

契約負債の増減は、主に前受金の受領及びポイント付与 (契約負債の増加) と収益認識及びポイント失効 (同、減少) により生じたものであります。

過去の期間に充足 (又は部分的に充足) した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

未充足 (又は部分的に未充足) の履行義務は、主に生体評価システム事業及び医薬臨床研究支援事業に関するものであり、当連結会計年度末現在で367,112千円であります。当該残存履行義務は履行の充足に応じ、今後1年から4年以内に収益を認識することを見込んでおります。

また、販売時にポイントを付与するサービスの提供に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は102,194千円であります。当該残存履行義務について、ポイントの使用に応じて今後1年から2年以内に収益を認識することを見込んでおります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	254円14銭
(2) 1株当たり当期純利益	30円95銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,239,482	流 動 負 債	196,085
現金及び預金	1,062,303	未 払 金	9,186
有 価 証 券	200,000	未 払 費 用	3,413
貯 蔵 品	150	未 払 法 人 税 等	179,282
前 払 費 用	7,475	預 り 金	4,203
短 期 貸 付 金	1,400,000		
未 収 入 金	717,345	負 債 合 計	196,085
そ の 他	2,950		
貸 倒 引 当 金	△150,742		
固 定 資 産	1,233,938		
有 形 固 定 資 産	452	純 資 産 の 部	
建 物	222	株 主 資 本	4,277,336
工 具、器 具 及 び 備 品	229	資 本 金	1,836,587
無 形 固 定 資 産	282	資 本 剰 余 金	1,931,477
電 話 加 入 権	282	資 本 準 備 金	1,931,477
投 資 そ の 他 の 資 産	1,233,203	利 益 剰 余 金	509,271
投 資 有 価 証 券	5,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	509,271
関 係 会 社 株 式	1,188,884	別 途 積 立 金	10,000
繰 延 税 金 資 産	475	繰 越 利 益 剰 余 金	499,271
そ の 他	38,843	純 資 産 合 計	4,277,336
資 産 合 計	4,473,421	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,473,421

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2021年7月1日から
2022年6月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		438,600
売 上 総 利 益		438,600
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		305,046
営 業 利 益		133,553
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	14,011	
有 価 証 券 利 息	100	
そ の 他	1,634	15,747
営 業 外 費 用		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	12,405	12,405
経 常 利 益		136,895
税 引 前 当 期 純 利 益		136,895
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△74,392	
法 人 税 等 調 整 額	15,858	△58,533
当 期 純 利 益		195,429

（注）記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計	
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,836,587	1,931,477	1,931,477	10,000	434,633	444,633	4,212,697
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△130,791	△130,791	△130,791
当期純利益					195,429	195,429	195,429
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	64,638	64,638	64,638
当 期 末 残 高	1,836,587	1,931,477	1,931,477	10,000	499,271	509,271	4,277,336

	純資産合計
当 期 首 残 高	4,212,697
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	△130,791
当期純利益	195,429
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	—
事業年度中の変動額合計	64,638
当 期 末 残 高	4,277,336

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

- ・市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、時価のあるその他有価証券のうち「取得原価」と「債券金額」の差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法により原価を算定しております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

- （リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～20年

②無形固定資産

- （リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

- ・株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- ・貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からの経営指導料及び受取配当金であります。経営指導料については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務を提供した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。履行義務の対価は、受託業務の提供終了後、主として1ヶ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

①連結納税制度の適用

当社を連結親法人とした連結納税制度を適用しております。

- ②連結納税制度からグループ通 当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算
算制度への移行に係る税効果 制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の
会計の適用 一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創
設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度
への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目
については、「連結納税制度からグループ通算制度への移
行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報
告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税
効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用
指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、
繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税
法の規定に基づいております。
なお翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する
場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会
計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適
用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対
応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定でありま
す。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において「流動資産」の「その他」に含めておりました「短期貸付金」（前事業年度1,400,000千円）及び「未収入金」（前事業年度762,178千円）については、表示上の明瞭性を高める為、当事業年度より区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	10,110千円
(2) 保証債務	
以下の関係会社の仕入債務に対し債務保証を行っております。	
日本予防医薬㈱	37,233千円
(3) 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	2,115,131千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高 438,600千円

営業取引以外の取引高 13,999千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 590千円

貸倒引当金 46,164千円

投資有価証券評価損 6,124千円

会社分割に伴う新設会社株式 11,812千円

関係会社株式評価損 448,131千円

資産除去債務 1,457千円

税務上の繰越欠損金 99,673千円

繰延税金資産小計 613,955千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △99,673千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △513,806千円

評価性引当額小計 △613,479千円

繰延税金資産合計 475千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員 の兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱総合医科学研究所	100,000	生体評価システム・ヘルスケアサポート事業	(所有) 直接100.0	兼任3名	経営指導	受取手数料	12,000	—	—
子会社	日本予防医薬㈱	155,000	健康補助食品事業	(所有) 直接100.0	兼任2名	経営指導 資金の援助 債務の保証	受取手数料	12,000	—	—
							資金貸付	1,800,000	貸付金	450,000
							貸付金返済	1,800,000		
							受取利息	4,499	—	—
債務保証	37,233	—	—							
子会社	㈱ビービーラボラトリーズ	53,000	化粧品事業	(所有) 直接100.0	—	経営指導 資金の援助	受取手数料	12,000	—	—
							資金貸付	3,200,000	貸付金	800,000
							貸付金返済	3,200,000		
受取利息	7,999	—	—							
子会社	㈱エビデンスラボ	300,000	健康補助食品事業	(所有) 直接98.2	兼任3名	経営指導 資金の援助	受取手数料	1,500	—	—
							資金貸付	—	貸付金	150,000
							貸付金返済	—		
受取利息	1,500	未収入金	1,273	—	—					
子会社	㈱NRLファーマ	64,000	機能性素材開発事業	(所有) 直接84.6	兼任4名	経営指導	受取手数料	15,600	—	—
子会社	㈱ウイルス医科学研究所	50,000	バイオマーカー開発事業	(所有) 直接66.0	兼任3名	経営指導	受取手数料	1,500	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 受取手数料については、契約条件により決定しております。
- ② 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に利率を決定しております。
なお、担保は受け入れておりません。
- ③ 日本予防医薬㈱の仕入債務に対する債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。

2. ㈱エビデンスラボへの貸付金及び未収入金に対し、150,742千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において12,405千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

10. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	163円52銭
(2) 1株当たり当期純利益	7円47銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月26日

株式会社総医研ホールディングス

取締役会 御中

あると築地有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長 井 完 文
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 曾 川 俊 洋
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社総医研ホールディングスの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社総医研ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月26日

株式会社総医研ホールディングス

取締役会 御中

あると築地有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長 井 完 文
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	曾 川 俊 洋

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社総医研ホールディングスの2021年7月1日から2022年6月30日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あると築地有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あると築地有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年9月2日

株式会社総医研ホールディングス 監査役会

常勤監査役	林	一弘	Ⓔ
社外監査役	市田	直志	Ⓔ
社外監査役	古谷	礼理	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、業績動向や将来の研究開発活動等に備えるための内部留保充実の必要性等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金5円

配当総額 130,791,000円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年9月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	候補者属性
1	いし がみ けん たろう 石 神 賢太郎	代表取締役社長	再任
2	かじ もと おさ み 梶 本 修 身	取締役	再任
3	すぎ の とも ひろ 杉 野 友 啓	取締役	再任
4	すみ だ ま さ お 角 田 真佐夫	取締役	再任
5	と かわ けん いち 十 河 健 一		新任
6	なか じま ま さ かず 中 島 正 和	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1 再任	いし がみ けんたろう 石 神 賢太郎 (1973年1月5日生)	1996年4月 株式会社日本エル・シー・エー入社 2005年6月 当社入社 総務部 2007年11月 日本予防医薬株式会社取締役就任 2009年9月 同社代表取締役社長就任(現任) 2015年9月 当社取締役就任 2018年1月 当社代表取締役社長就任(現任) 2018年9月 株式会社エビデンスラボ代表取締 役社長就任(現任)	一株
2 再任	かじ もと おさ み 梶 本 修身 (1962年3月24日生)	1994年3月 大阪大学大学院医学研究科博士課 程修了(大阪大学医学博士) 1994年7月 当社代表取締役就任 1997年6月 当社代表取締役退任 1997年7月 大阪外国語大学(現大阪大学) 保健管理センター講師 1999年12月 大阪外国語大学(現大阪大学) 保健管理センター助教授 2002年12月 当社取締役就任(現任) 2007年5月 大阪市立大学大学院医学研究科 COE生体情報解析学講座教授 2010年5月 大阪市立大学大学院医学研究科疲 労医学講座特任教授 2010年11月 エコナビスタ株式会社代表取締 役就任 2015年8月 東京疲労・睡眠クリニック開業 同クリニック院長就任(現任) 2017年5月 エコナビスタ株式会社取締役会長 就任(現任)	4,426,800株
3 再任	すぎ の とも ひろ 杉 野 友 啓 (1968年10月26日生)	1994年4月 東レ株式会社 基礎研究所入社 2003年8月 当社入社 学術部 2007年2月 株式会社総合医科学研究所 R&D 本部長 2008年2月 同社取締役就任 2009年9月 同社代表取締役社長就任(現任) 2010年9月 当社取締役就任(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4 再任	すみだまさお 角田真佐夫 (1977年7月14日生)	2003年4月 ロシュ・ダイアグノスティックス株式会社入社 2007年7月 株式会社総合医科学研究所入社 企画室 2008年10月 同社ヘルスケアサポート事業部長 (現任) 2010年9月 同社取締役就任 (現任) 2017年6月 株式会社NRLファーマ代表取締役 専務就任 2019年9月 当社取締役就任 (現任) 2020年7月 株式会社NRLファーマ代表取締役 社長就任 (現任)	一株
5 新任	とかわけんいち 十河健一 (1972年12月27日生)	1995年4月 株式会社日栄入社 1997年12月 社団法人大阪府宅地建物取引業協 会入社 2002年6月 アイフル株式会社入社 2010年1月 当社入社 財務部 2022年3月 当社財務部長 (現任)	一株
6 再任	なかじままさかず 中島正和 (1974年1月2日生)	1996年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2000年4月 株式会社サイバーエージェント入社 2001年8月 Schroder Ventures KK (現MKSパ ートナーズ) 入社 2006年10月 マッコーリーキャピタル入社 2010年10月 株式会社ブライトリンクパートナ ーズ設立代表取締役就任 (現任) 2011年9月 株式会社Welby設立取締役就任 2016年4月 ネクスジェン株式会社設立 同社 代表取締役就任 (現任) 2016年8月 株式会社Welby取締役 (監査等委 員) 就任 (現任) 2020年9月 当社取締役就任 (現任) 2021年3月 カーブジェン株式会社設立 同社 代表取締役就任 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中島正和氏は、社外取締役候補者であります。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 中島正和氏は、現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

4. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要
中島正和氏は、自ら起業した会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、同氏はその経歴を通じて培った知見並びに企業経営に関する経験と見識を当社の経営全般の意思決定に活かしていただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また同氏は、会社法上の社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たすことから、独立性、客観性を有されており、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、企業経営に関する経験と見識を取締役会の意思決定に活かしていただけることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 当社は、中島正和氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の17頁に記載のとおりであります。取締役候補者の選任が承認されますと、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

■会場

〒531-0076 大阪市北区大淀中1丁目1番20号 Tel. 06-6440-1111

ウェスティンホテル大阪 2階オリアーナ

(交通のご案内)

電車をご利用の場合

- ・JR大阪駅中央北口出口より、徒歩約7分
- ・阪急大阪梅田駅茶屋町口出口・地下鉄御堂筋線梅田駅5番出口より、徒歩約9分

車をご利用の場合

- ・ホテル地下駐車場をご利用ください。

(ただし大型車・ハイルーフ車の入庫はできません。係の者にお申し付けください。)

